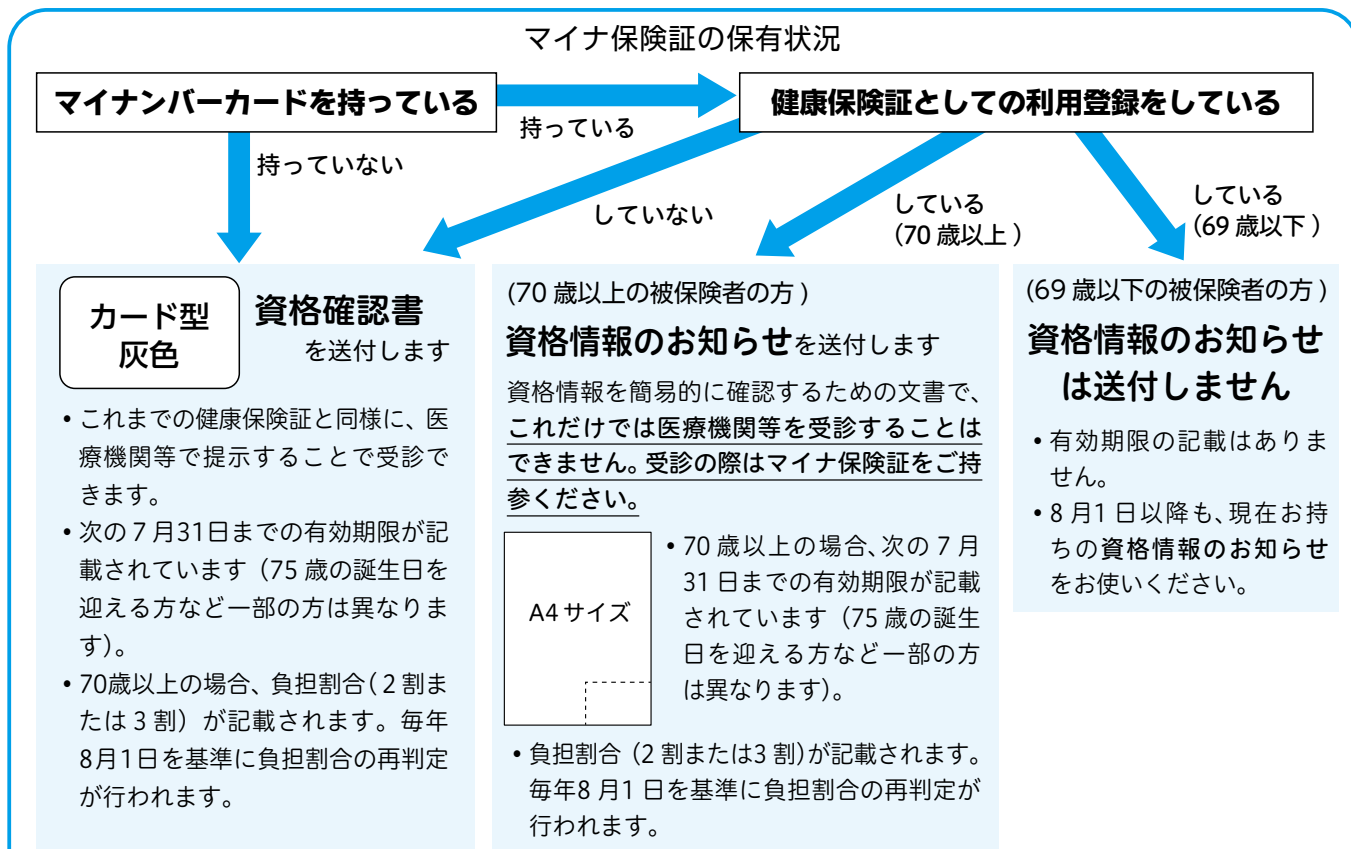


～益田市国民健康保険加入世帯の皆さんへ～

8月1日以降の新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

現在お持ちの「資格確認書」または70歳以上の被保険者の方の「資格情報のお知らせ」の有効期限は令和8年7月31日です。マイナ保険証の保有状況に応じて、8月1日以降の新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を世帯主宛に送付します(申請不要)。7月下旬になってもお手元に届かない場合は、保険課まで問い合わせください。



マイナ保険証の登録をされていても、以下に該当する場合は「資格確認書」を送付します

- 申請不要で送付する方(手続き等のタイミングによっては届かない場合があります)
- ①マイナ保険証の利用登録解除の申請をした方 ②マイナンバーカードの有効期限が切れた方
- ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて3か月が経過した方(3か月が経過するまでマイナ保険証で受診できます) ④マイナンバーカードを返納した方
- ⑤住民基本台帳事務における支援措置を受けている方

マイナ保険証の利用登録解除について▶



※次のようにマイナ保険証の利用が難しい方は、世帯主が申請することで「資格確認書」の交付を受けることができます。

- 紛失または更新中でマイナンバーカードが手元がない
- 障がい、高齢などにより介助者などの第三者が、本人に同行して本人の資格確認の補助をする必要がある

資格確認書の交付申請方法等マイナ保険証に関する情報について▶



限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額認定証等)について

現在お持ちの限度額認定証等の有効期限も令和8年7月31日となっています。

8月1日以降も限度額認定証等が必要な方は、更新の手続きをするかマイナ保険証を利用してください。

以下に該当する場合は交付申請が必要です。

- 住民税非課税世帯等の方が長期入院の認定を受け、入院時食事代の減額を受ける場合
- オンライン資格確認の際に、限度額情報の提供に同意しない場合
- 国民健康保険加入直後に医療機関等で限度額の適用を受ける場合

その他、よくあるご質問等については、右記の二次元コード(厚生労働省ウェブサイト)から確認できます▶



【問い合わせ先】市保険課 保険係(国民健康保険担当) ☎ 31-0212 ☎ 24-0180